

# 中央大学通信教育部学生会横浜支部活動方針案

(第 17 期：令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日分)

## 1. 基本方針

変わりつつある中央大学法学部通信教育課程において、引き続き、常にその全体の利益を考えられる全国最大の学生会支部であり続けることを目標といたします。個人の自由を尊重しつつ、最善の選択肢を適時適切かつ安定的に提供し続けられる「選ばれ続ける学生会支部」を追求してまいります。

そのために、豊富な人的資源を最大限に活用し、質実剛健を基調とする学習・研究活動を縦軸、家族的情味を基調とする相互扶助・親睦活動を横軸として、引き続き複合的に展開してまいります。

そして、多くの先生方、卒業生、現役通教生ら、中央大学法学部通信教育課程所縁の自立した個人が自由に集い知識の蓄積・共有を行い得るネットワーク・ハブとしての機能を深化させ、変わりつつある社会においてそれぞれが思い描くそれぞれの「頭脳の資源化」の実現を継続的に支援してまいります。

## 2. 学習会について

これまでの活動実績を踏襲しつつ、36 回（累計 108 時間）を最低限の開講回数としてコミットするとともに、最大 40 回（累計 120 時間）以上の開講を目指してまいります。最大 24 回（累計 84 時間）以上を開講する学生会神奈川支部との提携も維持しつつ、最大 24 回（累計 72 時間）を開講する学生会湘南支部とも提携し、合計で最大 88 回（累計 276 時間）以上の学習会の提供を目指します。

科目は、基本六法（憲法・刑法・民法・商法・民事訴訟法・刑事訴訟法）を網羅しつつ、それ以外の法律科目（労働法・行政法・環境法・犯罪学など）も開講いたします。先生方のご都合や開講可能回数にも依存するため、科目別の回数をコミットすることはできませんが、網羅性を担保するため、原則として、4 単位科目は各 2 回（90 分 4 コマ）を目安に開講することを目標といたします。

内容は、従来同様、有意義な「学業」の継続につながる有益な「道標」を提供するものといたします。

開講日は、土休日とします。開講時間は、午前の部は 9:30 から 12:40 まで、午後の部は 14:30 から 17:40 まで（提携する学生会神奈川支部の学習会は 13:50 から 17:40 まで）が標準となりますが、状況に応じて、例えば学習ガイダンスを開催する場合などには、多少前後させることも検討いたします。

方式は、オンライン学習会を原則としつつも、オンライン学習会としても参加可能な対面授業方式の学習会（ハイフレックス型）を毎月 1 日ずつ（ツキイチ）開講することといたします。なお、毎月 1 日ずつのハイフレックス型の学習会は、状況に応じて、増発することも検討してまいります。

## 3. ランチミーティング・懇親会について

いずれも、対面授業方式の学習会（ハイフレックス型）を毎月 1 日ずつ（ツキイチ）開講する日に、可能な範囲において、それぞれ開催を検討してまいります。

ランチミーティングについては、「午前の部」の学習会終了後の開催を検討してまいります。会場における対面授業方式の学習会への参加者数が以前に比べ少ないこと、かつてランチミーティングを頻繁に開催していた店が土休日のランチの営業を取り止めており他に要件を満たす店を探せていないこと、複数の役員がハイフレックス型の学習会の運営の都合上参加できないことなどの事情もあることから、総合的に判断して開催が可能な場合に限り、開催を検討することといたします。

懇親会については、「午後の部」の学習会（又は提携する学生会神奈川支部学習会）終了後の時間帯に積極的に開催してまいります。開催に際しては、懇親会の性質に鑑みつつ、提携する学生会神奈川支部との共催を検討してまいります。忘年会など多くの参加者が見込まれる懇親会については、事前予約制としますが、それ以外の懇親会については、当日の「午後の部」の学習会（又は提携する学生会神奈川支部学習会）の会場において参加者を募りお店を手配する「横浜方式」といたします。

#### 4. 教員招請行事について

当期は、教員招請行事の独自の開催を検討してまいります。

科目は未定ですが、憲法・民法・刑法などの基本六法、「知的財産法」「行政法」「西洋法制史」などの既存科目に加え、「情報法」「社会保障法」「法社会学」「法と経済学」などを候補といたします。

開講方式は、宿泊を伴う「合宿ゼミ」ではなく、ゼミと懇親会〔一次会〕のみをセットとした「集中ゼミ」を原則といたします。これにより、諸事情で宿泊ができない教員招請行事参加希望者を積極的に受け入れつつ、負荷の低い運営方式として継続性を担保いたします。なお、提携する学生会神奈川支部との共催の場合などは、宿泊を伴う「合宿ゼミ」という選択も排除しないものといたします。

いずれにせよ、全員参加型のゼミとし、参加者が個性を発揮しながら問題を評価・検討し、担当教員及び他の参加者と対話を重ね、実践的にアウトプットし得る能力の涵養を図るものといたします。

#### 5. 学習ガイダンスについて

当支部主催学習ガイダンスは、「導入教育」に参加しても解消しなかった疑問や不安が解消されたという評価の声が少なくなく、出席者の当支部への定着率も際立って高いことから、原則として、初学者が多く参加すると思われるオンライン学習会の「午後の部」終了後の時間帯に、上半期は4回、下半期は3回を目標として、開催してまいります。

また、その場で使用する独自のガイダンス資料については、「導入教育」よりも実践的な学習の進め方・お勧めの単位の修得方法・レポートの書き方などを中心に、本来は「導入教育」で扱うべきことを含め、既存の資料のブラッシュアップを図ってまいります。加えて、支部員ら有志による『よくわかる中大通教』的な資料の作成についても、当支部として、引き続き検討を進めてまいります。

#### 6. 学習相談制度について

懇親会を毎月1日ずつ（ツキイチ）開催していくため、懇親会を事実上制度の前提とする現役通教生向けの学習支援プログラムである学習相談制度について、再開した運用を継続してまいります。

#### 7. 予算について

最大40回（累計120時間）以上という学習会の開講目標回数を維持し、さらに施策による繰越金のより積極的な還元を図るため、前期繰越金から200,000円を取り崩す予算といたします。

収入に関しては、支部員年会費収入、聴講生聴講費収入及び受け入れを再開する寄附金収入のいずれも当期に比べ漸増を見込み、助成金収入は当期と同額を見込んでおります。支部員年会費は、事実上のプライスリーダーとして、新たな提携によりさらに拡大する活動の規模に比べどうにもならない程度に格段に低い現行の設定を据え置きます。収入全体としては、1,250,000円を見込んでおります。

支出に関しては、学習会講師謝礼金について、目標である年間40回分相当の予算を今回も当初から

計上します。学習会会場使用料は、当期同額の 162,675 円を計上します。また、学習会講師飲食費は、学生会神奈川支部との懇親会の共催を考慮しつつ、懇親会にご出席いただいた学習会講師飲食費の実費を規約に基づき負担することを踏まえ、対面授業方式の学習会の際の飲み物代などとともに、61,800 円を計上しております。さらに、学生会神奈川支部包括的参加費・学生会湘南支部包括的参加費は、根拠となる年末時点の支部員総数を 300 名と想定し、各 150,000 円を計上しております。このほか、通信費は 10,000 円、諸雑費（事務用品費・支払手数料）は 5,000 円を見込みつつ、印刷費は計上せず、予備費として 52,525 円を計上します。支出全体としては、1,450,000 円を見込んでおります。

なお、経済情勢の急変等により支部員年会費収入などが伸び悩み、又は、中央大学通信教育部ご当局による学生会支部に対するご支援のルールの変更等により助成金収入などが想定を下回った場合、やむを得ず学習会の開講回数等を調整する可能性がございます。この点は、ご了承ください。

## 8. 支部運営について

基本方針に従い、引き続き当支部の強みを最大限に活かしつつ、活動の維持・拡大と継続的な改善に努めてまいります。標準化された運営プロセスの形式知化（文書化）に努めるとともに、これまで以上に情報基盤を積極的に活用し、意思決定の迅速化や運営プロセスの可視化、活動及び業務の適正を確保する体制の強化を図り、今年こそは、運営実務の継承（シェアを含みます。）を実現してまいります。

また、全国各地の公共施設の貸会議室などに「サテライト会場」を用意し、現地の在學生・卒業生に当支部のオンライン学習会（ハイフレックス型の学習会を含みます。）を集合受講していただく構想の検討を推進してまいります。現地の実施主体としては、当支部の支部員、友好的な学生会支部、信窓会の各道府県支部などを想定しております。学習会の集合受講後に現地で食事会、懇親会などを企画していただければ、現地の在學生・卒業生の交流にもつながり、現地の学生会支部・信窓会の各道府県支部の活性化にもつながるはずで、ご興味をお持ちの方は、当支部までご一報ください。

## 9. 対外関係について

他の学生会支部やその他の中央大学法学部通信教育課程関連団体に対しては、善隣友好路線を基礎としつつ、引き続き是々非々にて対応してまいります。相互に良好かつ前向きな関係を深めている唯一の中央大学法学部通信教育課程卒業生の団体である中央大学信窓会（本部・神奈川支部）、提携する学生会神奈川支部及び学生会湘南支部、並びに学生会神奈川支部と提携する学生会さいたま支部とは、互恵的な友好関係を維持してまいります。これら以外の他の学生会支部、各都道府県の信窓会支部及び卒業生団体に対しては、原則として、善隣友好路線を基本方針といたしますが、疑義を含む過去の不正、誹謗中傷などの攻撃的な姿勢、不合理な要求などに対しては、毅然たる態度で臨むものといたします。

なお、中央大学学会を除く学外団体が関与する活動に対しては、規約上、また、調査に要する工数を削減する観点から、その目的、趣旨等の如何にかかわらず、一切、関わらないものといたします。

中央大学通信教育部に対しては、これまでの良好な信頼関係を維持しつつ、その施策に協力することはもちろん、必要に応じて支部員各位のご意見・ご要望を当支部として調和的に提言してまいります。

— 以上 —

この活動方針案は、令和 7 年 3 月 15 日開催の定時総会において承認可決されました。